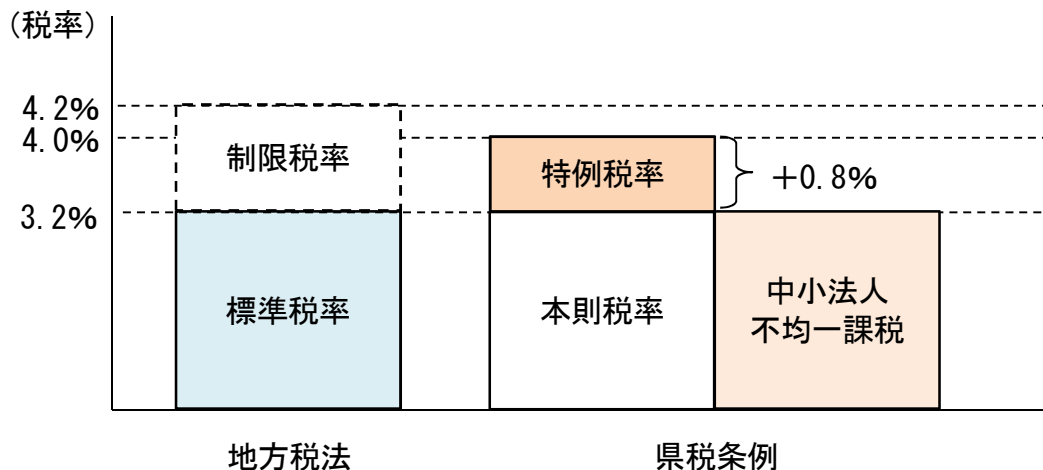


## 法人県民税法人税割の税率の特例(超過課税) および中小法人等に対する不均一課税の概要

### 特例措置の内容

- 地方税法上、法人県民税法人税割の税率は、標準税率が 3.2%、制限税率が 4.2%となっている。
- 本県では、滋賀県税条例の本則において、法人県民税法人税割の税率を標準税率と同じ 3.2%と定めている。
- しかし、県税収入確保の観点から、滋賀県税条例の付則において、令和 3 年 1 月 31 日までに終了する事業年度について、法人県民税法人税割の税率を 4.0% (本則税率+0.8%) とする特例措置を設けている。
- 併せて、中小法人(資本金 1 億円以下かつ法人税額 5,000 万円以下の法人) については、本則税率相当まで税負担を軽減する不均一課税を実施している。



### 適用実績

(単位：百万円)

課税年度	法人税割額 A	内 超過課税額 B	率 B/A
平成 25 年度	6,070	725	11.9%
平成 26 年度	7,258	880	12.1%
平成 27 年度	5,831	714	12.2%
平成 28 年度	4,781	686	14.3%
平成 29 年度	5,547	1,148	20.7%

法人税割の標準税率引下げ (5.0%→3.2%) に伴い超過課税の割合が増加

## 改正等の経緯

議会上程時期	改正等の概要	超過課税の理由・主な用途
昭和50年12月	<b>新設</b> 適用期間：昭和51年2月1日～昭和56年1月31日 税率：100分の6.2 [制限税率] 資本金：1億円超 法人税額：1,000万円超	不況による財源不足に対応するため
昭和55年9月	適用期間を5年延長（～昭和61年1月31日）	
昭和56年6月	税率の引下げ（100分の6.2 → 100分の6.0）	（税制改正により、制限税率が引き下げられたため税率を改正）
昭和60年9月	適用期間を5年延長（～平成3年1月31日）	
平成2年9月	適用期間を5年延長（～平成8年1月31日） <b>税率の引下げ（100分の6 → 100分の5.8）</b>	法人の負担軽減のため
平成7年9月	適用期間を5年延長（～平成13年1月31日） <b>法人税額基準を改正</b> <b>（年1,000万円超 → 年5,000万円超）</b>	中小法人の負担軽減のため
平成12年9月	適用期間を5年延長（～平成18年1月31日）	
平成17年6月	適用期間を5年延長（～平成23年1月31日）	
平成22年9月	適用期間を5年延長（～平成28年1月31日）	
平成26年6月	税率の引下げ（100分の5.8 → 100分の4.0）	（地方法人税の創設に伴い標準税率および制限税率が引き下げられたため）
平成27年6月	適用期間を5年延長（～令和3年1月31日）	

令和3年2月1日以降の取扱いについて、法人が認識した上で事業年度を開始することが望ましいため、令和2年2月議会での条例改正を見据え、検討を行う。

## 全国の状況

### ① 法人県民税法人税割の超過課税実施団体

46 団体（静岡県以外）

### ② 超過税率（標準税率との差）

+0.8%： 44 団体（滋賀県を含む）

+1.0%： 2 団体（東京都、大阪府）

### ③ 不均一課税の要件（軽減税率の適用要件）

#### （1） 資本の要件

##### [資本金]

3 億円以下： 1 団体（京都府）

2 億円以下： 1 団体（神奈川県）

1 億円以下： 41 団体（滋賀県を含む）

2,000 万円以下： 1 団体（広島県）

##### [資本金等の額]

1 億円以下： 2 団体（山形県、茨城県）

#### （2） その他の要件

##### [法人税額]

5,000 万円以下： 1 団体（滋賀県）

4,000 万円以下： 1 団体（神奈川県）

2,000 万円以下： 2 団体（大阪府、兵庫県）

1,600 万円以下： 1 団体（京都府）

1,500 万円以下： 2 団体（愛知県、岡山県）

1,000 万円以下： 38 団体

##### [従業者数]

300 人以下： 1 団体（山梨県）

## 論点

- 制度継続の必要性について
- 税率設定について
- 不均一課税の適用条件について
- 適用期間について

## 審議スケジュール（案）

### 第2回（9月）

- 制度概要・実績について
- 関係団体ヒアリング
- 超過課税等の方向性について

### 第3回（11月）

- 答申案について

### 答申（12月）

## 法人県民税法人税割の税率の特例および中小法人等に対する不均一課税関係条文

○地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）

（法人税割の税率）

第五十一条 法人税割の標準税率は、百分の三・二とする。ただし、標準税率を超える税率で課する場合においても、百分の四・二を超えることができない。

（注）令和元年 10 月 1 日から施行

（法人税割の税率）

第五十一条 法人税割の標準税率は、百分の一とする。ただし、標準税率を超える税率で課する場合においても、百分の二を超えることができない。

○滋賀県税条例（昭和 25 年滋賀県税条例第 55 号）

（法人税割の税率）

第 28 条 法人税割の税率は、100 分の 3.2とする。

（注）令和元年 10 月 1 日から施行

（法人税割の税率）

第 28 条 法人税割の税率は、100 分の 1とする。

付 則

（法人税割の税率の特例）

第 15 条 平成 13 年 2 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日までの間に終了する各事業年度分または各連結事業年度分の法人税割の税率は、第 28 条の規定にかかわらず、100 分の 4とする。

（注）令和元年 10 月 1 日から施行

（法人税割の税率の特例）

第 15 条 平成 13 年 2 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日までの間に終了する各事業年度分または各連結事業年度分の法人税割の税率は、第 28 条の規定にかかわらず、100 分の 1.8とする。

（中小法人等に対する不均一課税）

第 16 条 県内に事務所または事業所を有する法人のうち、資本金の額もしくは出資金の額が 1 億円以下のものもしくは資本もしくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）または第 17 条第 4 項において法人とみなされるものであつて、かつ、各事業

年度分の法人税割の課税標準となる法人税額または各連結事業年度分の法人税割の課税標準となる個別帰属法人税額が年 5,000 万円以下のものに対する各事業年度分または各連結事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した当該事業年度分または当該連結事業年度分の法人税割額から当該法人税割額に 4 分の 0.8 を乗じて計算した額を控除した金額とする。

(注) 令和元年 10 月 1 日から施行

(中小法人等に対する不均一課税)

第 18 条 県内に事務所または事業所を有する法人のうち、資本金の額もしくは出資金の額が 1 億円以下のものもしくは資本もしくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除く。)または第 17 条第 4 項において法人とみなされるものであつて、かつ、各事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額または各連結事業年度分の法人税割の課税標準となる個別帰属法人税額が年 5,000 万円以下のものに対する各事業年度分または各連結事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した当該事業年度分または当該連結事業年度分の法人税割額から当該法人税割額に 18 分の 8 を乗じて計算した額を控除した金額とする。